



国土建勞第1267号

平成29年3月16日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課



### 法定福利費の確保による建設業の社会保険等未加入対策の徹底について

建設業においては、平成24年度より、産業の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境の構築のため、平成29年度を目標年次として社会保険等の未加入対策を進めてまいりました。

また、昨年(平成28年)の第192回臨時国会で成立した「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年12月16日公布)が本年3月16日に施行され、同法に定められた基本理念として、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額等が定められること及び建設工事従事者の安全及び健康の確保が行われること等が掲げられており、建設業において法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底が一層重要となっているところです。

今般、建設工事の発注者の皆様にあらためて建設業における社会保険等未加入対策の取組みについてご理解、ご協力をいただきたく、下記について傘下の会員企業各位への周知をお願いいたします。

### 記

建設業では、高齢化により近い将来労働者の不足が懸念されるにも関わらず、社会保険等に適正に加入しない企業が多く存在する状況にありました。このため、平成29年度までに許可業者の加入率を100%とすること等を目標とし、行政、各建設業団体及び各企業等による総合的な社会保険等(雇用、健康、厚生年金保険)の未加入対策を進めてまいりました。

建設企業の取組の指針である「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、遅くとも平成29年度以降は、法令上の加入義務があるにも関わらず未加入である下請企業及び作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとすべきこととされています。

社会保険の加入を進めるために特に必要なのが、労働者を雇用する企業にとって義務的な経費である法定福利費（法令上事業主に負担する義務のある社会保険料相当額）の確保です。受注競争の激化などにより、本来固定費であるべき法定福利費も変動費化して請負金額の中で十分に確保されない状況にあったため、各建設企業において見積りの段階で必要となる法定福利費を計算し、その額を内訳として明示した標準見積書を活用することで、請負金額の中で法定福利費の確保を図る取組を行っているところです。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）においても、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

発注者の皆様におかれては、建設業における社会保険等未加入対策の取組についてご理解を頂くとともに、発注する工事の建設作業を担う労働者に係る法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定し、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行って頂くことにつき、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

## ◎参考

### ○建設工事従事者の安全及び健康の確保の促進に関する法律（平成28年法律第111号）（抄） ※別添資料参照

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする

#### （基本理念）

第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められていることにより、行われなければならない。

2～4 （略）

### ○発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン（平成23年8月）（抄）

#### 8-2 社会保険・労働保険（法定福利費）について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。